

平成 2 4 年 1 2 月  
国土交通省土地・建設産業局

## 法人土地基本調査規則の一部改正について

### 1. 改正の背景

統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計である法人土地基本統計のための法人土地基本調査(以下「調査」という。)は、法人が所有する土地の所有及び利用の状況を明らかにすることを目的として、5年に1度実施している。調査の具体的な方法等については、法人土地基本調査規則(平成10年総理府令第32号)に定められているところである。

今般、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、一般統計調査として実施している「法人建物調査」について「法人土地基本統計と統合し、企業の不動産(土地及び建物)ストックを把握する基幹統計とすることを検討する」とされたことを踏まえ、「法人建物調査」を統合し、所有する建物に関する事項等についても把握することとし、また、不動産ストックとフローの一元的な把握のため、一般統計調査として実施されている「企業の土地取得状況等に関する調査」についても統合することとしたことから、調査の目的、対象その他の規定につき、所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### ①調査の目的(第2条)の見直し

調査の目的に、建物の所有及び利用並びに土地の購入、売却等の状況の把握を追加する。

#### ②調査の対象(第5条、第6条)の見直し

会社については、資本金等の額に応じ、国土交通省と都道府県とで分担して調査を実施しているところ、調査票の回収及び整理に係る事務の効率化を図るため、資本金等の額にかかわらず、会社を一元的に国土交通省による調査の対象とする。

#### ③調査事項(第7条)の見直し

上記①を踏まえ、所有する建物に関する事項、購入、~~売却~~等した土地に関する事項等を調査事項に追加する。

#### ④その他

上記①を踏まえた調査の名称、上記③を踏まえた調査票の様式及び日本標準産業分類の改訂を踏まえた別表の改正の他、所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール

公 布 平成25年2月下旬(予定)

施 行 公布の日